

事 務 連 絡
令和6年6月21日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障害保健福祉・児童福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
こども家庭庁支援局障害児支援課

補装具費支給に係るQ & Aの送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

補装具費支給制度に関して照会が寄せられた内容について、別添のとおり補装具費支給事務に関するQ & Aを整理しましたので、御了知の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内市（区）町村、身体障害者更生相談所に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

【お問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室障害者支援機器係
連絡先：hosougu@mhlw.go.jp

(基本価格 姿勢保持装置)

Q1 姿勢保持装置に車椅子の構造フレームを使用した場合の基本価格は姿勢保持装置、車椅子のいずれで算定すべきか。

A 基本価格は、支給決定した種目の基本価格を算定することとし、姿勢保持装置に車椅子の構造フレームを使用した場合は姿勢保持装置の基本価格を算定されたい。

(基本価格 車椅子・電動車椅子1)

Q2 車椅子及び電動車椅子を同時に2台支給した場合の基本価格について、半額となるのは2台目のみか、それとも2台ともか。

A 2台目のみである。2台同時支給の場合、採寸は1台目と2台目で共通するものであるが、適合確認は1台目と2台目それぞれの車椅子で必要となることから、2台目のみ半額として算定されたい。

(基本価格 車椅子・電動車椅子2)

Q3 車椅子及び電動車椅子の修理について、基本価格を算定することは可能か。

A 車椅子及び電動車椅子の修理の場合、基本価格は算定できない。基本価格が算定できるのは、購入する場合のみとされたい。

(装具 T・Yストラップの修理)

Q4 下肢装具（硬性）の修理において、支持部を含まずT・Yストラップのみを修理する場合、1の（3）のイ(ア)cの上限価格で算定すべきか、備考欄に記載のとおり上限価格から1,550円を減じて算定すべきか、いずれか。

A 1,550円を減じる必要はない。1,550円を減じる理由は、下肢装具（硬性）にはベルトの価格が支持部に含まれていることから、購入または修理において、支持部の製作要素価格が含まれる場合はベルト1本の価格に相当する1,550円を減じるものとしたものであり、T・Yストラップのみの修理（交換）の場合は1,550円を減じることなく、5,350円で算定して差し支えない。

(装具（レディメイド） 基準額算定)

Q5 装具（レディメイド）について、装具（レディメイド）の本体上限価格が設定されていないが、既製品の治療用装具としてリスト化されている場合は、治療用装具の基準価格を使用することは可能か。

A 可能である。ただし、装具（レディメイド）の本体上限価格が新たに設定された場合は、装具（レディメイド）の価格で算定することとし、装具（レディメイド）本体上限価格及び治療用装具基準価格のいずれで算定する場合においても、装具（レディメイド）の基本価格（2500円）を合算したものを基準額とされたい。なお、装具（レディメイド）として支給できるものは、原則として、厚生労働省が価格等について承認している、装具（レディメイド）及び既

製品の治療用装具のリストに掲載されているもののみとされたい。

(装具 (レディメイド) 判定の簡略化)

Q6 装具 (レディメイド) について、同じ装具を継続して購入する場合、判定を簡略化して問題ないか。

A 装具 (レディメイド) の購入にあたり、全く同じ装具を使用中で、適合に問題がないことが確認できた場合は、判定を簡略化して差し支えない。

(車椅子・電動車椅子 クッション)

Q7 市販品クッションの算定について、完成用部品と同等の機能が認められなくても、カタログ価格で算定することは可能か。

A 市販品クッションについて、完成用部品と同等の機能が認められない場合でも、必要と認められる場合はカタログ価格で算定して差し支えない。なお、市販品クッションを購入する場合は、同等機能を有する安価なものがないか、比較検討することとされたい。

(車椅子・電動車椅子 クッションの滑り止め加工)

Q8 車椅子の市販クッションに滑り止め加工を施す場合は、オーダーメイドとして算定すべきか。

A オーダーメイドによる製作要素価格ではなく、カタログ価格で算定されたい。補装具製作事業者がオーダーメイドで製作するもの

を除き、市販されているクッションについては、カタログ価格を上限価格とし、市販品に加工を施す場合は、カタログ価格に製作要素価格又は修理価格を加算して差し支えない。

(本体価格 電動車椅子 (簡易形))

Q9 電動車椅子 (簡易形) の本体価格については、1の(6)の車椅子の価格を加えることができることとなっているが、ハンドリムがステンレスの場合に構造部品加算を算定することは可能か。

A 電動車椅子 (簡易形) の本体価格には、駆動装置付き駆動輪 (ステンレスハンドリム付き) の価格が含まれているため、1の(6)の構造部品加算は算定しないようにされたい。なお、1の(6)の車椅子及び電動車椅子 (簡易形) に重複して算定することになる駆動輪の価格は、車椅子への駆動ユニット取付作業の技術料に相当するため、控除することがないようにされたい。